

※裏面の「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。

この届書を提出いただいた後、年金受給権者本人宛に現況申告書を送付します。その後、1カ月以内に年金受給者本人から現況申告書の返信がない場合は、年金の支払いが一時止まります。

## 年金受給権者所在不明届

① 年金受給権者 所在不明となった者	⑦ (フリガナ) 氏名	(氏)	(名)
	⑧ 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日
	⑨ 年金証書の基礎年金番号 及び年金コード	基礎年金番号	年金コード
	⑩ 年金証書記号番号 (国共)	A -	-
② 所在不明となった年月日	平成・令和	年 月 日	
③ 届出者は上記の年金受給権者と 同一世帯ですか	はい	いいえ	

※年金証書を提示できない方は、該当する事由を○で囲んでください。

(事由)

ア、見つかりませんでした。

イ、その他( )

上記のとおり申し立てます。

令和 年 月 日提出

郵便番号 ( - )

住 所

(フリガナ)

届出者 氏 名

年金受給権者との続柄 ( )

電話番号 ( ) - ( ) - ( )  
(携帯電話も可)

実施機関

受付年月日

## 【記入上の注意】

- 1 年号は、該当する文字を○で囲んでください。
- 2 ①の㊦の「フリガナ」は、カタカナで正確にご記入ください。
- 3 ②には所在不明となった年月日をご記入ください。
- 4 ③は、(はい・いいえ)のいずれかを○で囲んでください。

## 【この届書に添えなければならない書類等】

- 1 年金受給権者の年金証書

◎この届書の提出先は、国家公務員共済組合連合会(〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎)です。  
ご不明な点は、KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556(ナビダイヤル)  
※0570におかけになれない場合 03-3265-8155 (一般電話) へお問い合わせください。

(個人情報の利用目的について)

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第15条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。

1. 長期給付の決定及び支払
2. 長期給付に関する情報提供
3. 宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供